令和９・10 年度建設工事入札参加資格審査申請要領

香川県に建設工事の入札参加資格審査申請をしようとする者は、経営事項審査を受審の上、この要領に従い申請してください。

審 査 基 準 日

下記審査基準日を対象とした経営事項審査を受審している必要があります。

県内業者（主たる営業所が香川県内）　：　令和７年 10 月１日～令和８年９月 30 日の間の審査基準日

県外業者（主たる営業所が香川県以外）：　令和７年９月１日～令和８年８月 31 日の間の審査基準日

平均完成工事高要件

次の表に掲げる建設工事の種類の資格審査申請を行うときは、経営事項審査における当該建設工事の平均完成工事高が同表に掲げる金額を満たす必要があります。

建設工事の種類	平均完成工事高
土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事	500 万円以上
とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、塗装工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、建具工事、解体工事	０円超 （１円以上）

有 効 期 間

入札参加資格の有効期間は**２年間**（令和９年４月１日～令和 11 年３月 31 日）です。

再格付けについて

・中間年度（令和 10 年度）に再格付を行います。

・次期の経営事項審査の結果、平均完成工事高要件を満たさなくなった業種や経営事項審査を受審していない業種については、令和９年度末をもって入札参加資格を喪失します。

・県外業者で技術評価点数加点（舗装施工管理技術者）等の対象となる業者については、再格付に当たり改めて申請が必要な事項があります。この手続については、令和 10 年度入札参加資格審査申請要領（令和９年 11 月頃に県ＨＰに掲載予定）に記載しますので、必ず御覧ください。

・中間年度の再格付における経営事項審査の審査基準日（予定）については、下記のとおりです。

県内業者：令和８年 10 月１日～令和９年９月 30 日の間の審査基準日

県外業者：令和８年９月１日～令和９年８月 31 日の間の審査基準日

結果の公表について

資格審査の結果は、令和９年４月１日（木）に香川県建設業許可関連ホームページに掲載します。

個別に通知はしませんので、ホームページで御確認ください。

【ホームページＵＲＬ】http://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kensetsu/

申請受付区分

資格審査は、次の受付区分により行います。

受付区分	説明
①経営事項審査受審者 （12 月・１月受審者）	12 月・1 月に経営事項審査を受ける業者は、同時に資格審査を受けることができます。 ※県内大臣許可業者は、この期間までに技術評価点数算定基礎申告書の審査を受けてください。
②県内業者	主たる営業所が香川県内にある業者
③行政書士（10 件以上）	10 件未満の場合は、②県内業者期間内に受審してください。
④県外業者	主たる営業所が香川県以外にある業者

申請受付期間等

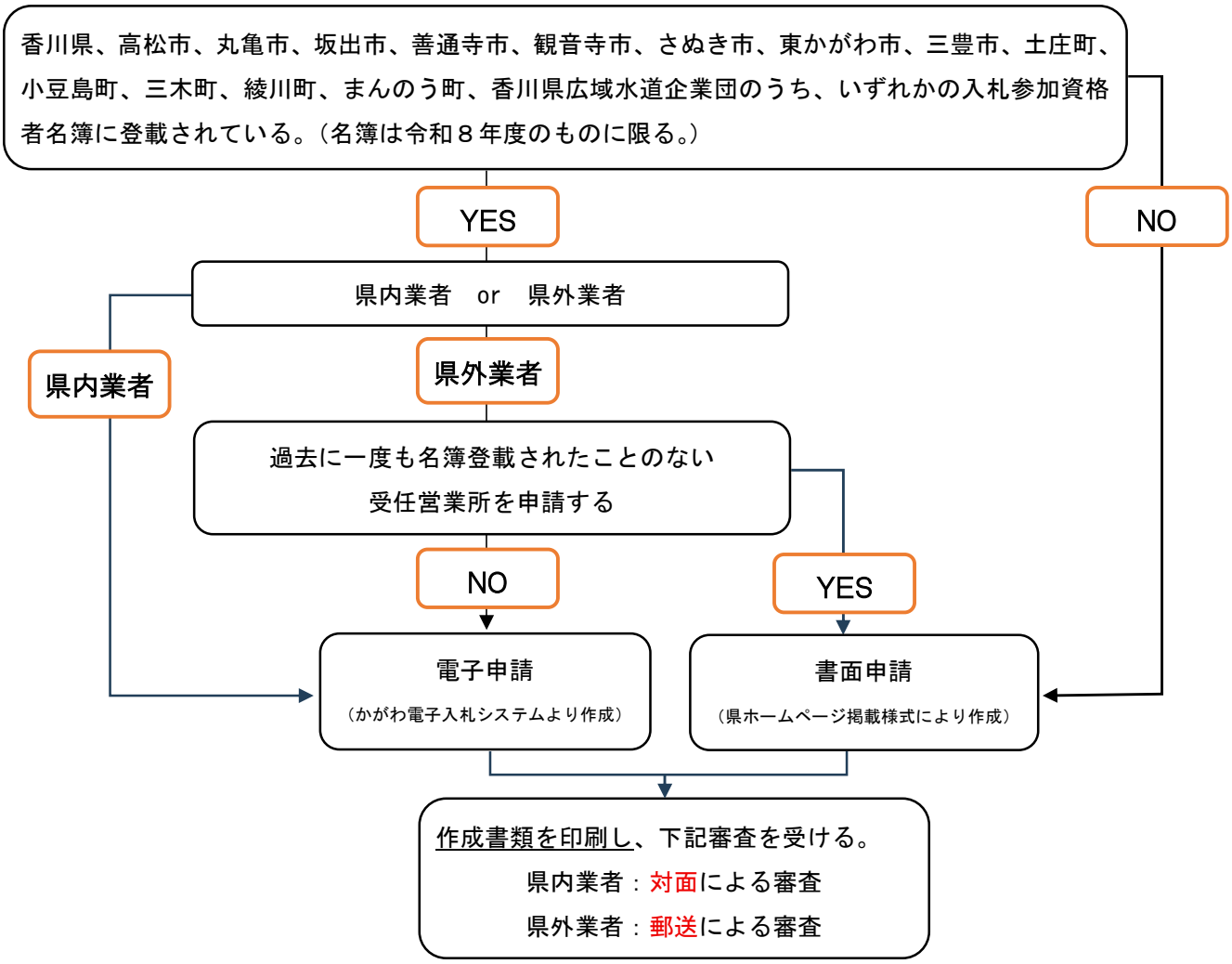
受付区分	提出方法	審査日時（郵送期間）	審査場所（宛先）
①経営事項審査受審者 （12 月・１月受審者）	持参	12 月１日（火）～12 月 10 日（木） １月５日（火）～１月 20 日（水） （土日祝除く） 審査時間　午前９時 30 分～11 時 30 分 午後１時 30 分～３時 30 分	県庁本館 12 階第５会議室 県庁本館 12 階第６会議室 【予約必要】 経営事項審査の予約時に本申請も行う旨お伝えください。
②県内業者		12 月 11 日（金）～12 月 24 日（木） １月 21 日（木）～１月 29 日（金） （土日祝除く） 審査時間　午前９時 30 分～11 時 30 分 午後１時 30 分～３時 30 分	県庁本館 12 階第５会議室 県庁本館 12 階第６会議室 【予約不要】
③行政書士 （10 件以上） ④県外業者	郵送	12 月１日（火）～１月 20 日（水） （消印有効） ※封筒表面には「建設工事入札参加資格審査申請書在中」と記載してください。	〒760－8570 香川県高松市番町四丁目１番 10 号 香川県土木部土木監理課 契約・建設業グループ

提出方法に関わらず、令和９年１月 29 日（金）午後５時までに補正が完了しない場合、受付できませんので、十分に御注意ください。

申請方法

資格申請書類の作成方法は、かがわ電子入札システム（以下「システム」）により書類作成を行う「電子申請」と、ホームページに掲載している様式を使用して書類作成を行う「書面申請」の２種類の方法に分かれます。

次のフローにより、申請方法を御確認ください。



【電子申請の注意事項】

・入力方法については、入札参加資格審査申請等操作マニュアル（建設工事）を御確認ください。
・システムで入力できる期間は令和８年 11 月 16 日（月）～令和９年１月 29 日（金）です。
・本社・本店の企業ＩＤ・パスワードでログインしてください。
・申請前に本社情報等が最新の状態に変更されていることを確認してください。
・企業ＩＤ・パスワードが不明な場合や本社情報等が最新の状態でない場合は、下記の香川県ホームページを御確認の上、再発行・変更手続きを行ってください。
https://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kensetsu/kfvn-sikakusinsa.html

システムの操作方法に関するお問合せ
かがわ電子入札システムヘルプデスク　0120-128-781

提出書類

・提出区分に従って、次の表のとおりの提出書類及び確認書類が必要です。
・提出部数は１部です。
・提出書類は、番号順にクリップ止めしてください。
・郵送の場合、審査終了後チェックリストを返送します。返信用封筒には必ず切手を貼付してください。

項番	提出書類・確認書類 （○・・・提出書類 ●・・・確認書類（確認後返却））	提出区分									
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J
		県内・知事・法人	県内・知事・個人	県内・大臣・法人	県内・大臣・個人	県外・知事・法人	県外・知事・個人	県外・大臣・法人・本社のみ	県外・大臣・法人・県内委任	県外・大臣・法人・県外委任	県外・大臣・個人
1	チェックリスト	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	建設工事入札参加資格審査申請書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	申請営業所調書								○	○	
4	申請業種等調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	建設業許可を受けていることを証明する書類			○	○	○	○	○	○	○	○
6	建設業許可申請書別紙二（２）								○	○	
7	納税証明書（国税）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	納税証明書（県税）	○	○	○	○				○		
9	個人住民税の滞納がない旨の証明書		○		○						
10	経審結果通知書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11	営業所写真			○	○				○		
12	技術評価点数項目等調書（県外業者用）					○	○	○	○	○	○
13	舗装施工管理技術者確認書類					●	●	●	●	●	●
14	返信用封筒（切手貼付）					○	○	○	○	○	○

委託営業所について

県内業者：委任する営業所を設定できません。必ず主たる営業所から申請してください。
県外業者：本店を含めて最大２つの営業所を設定することができます。
（例１）高松支店から土木一式、大阪支店から建築一式を申請する場合 → 提出区分「H」
（例２）東京本社から土木一式、大阪支店から建築一式を申請する場合 → 提出区分「Ｉ」

項番	提出書類・確認書類	書類の説明・注意事項等
1	チェックリスト	【9ページ記載例参照】
2	建設工事入札参加資格審査申請書	【10 ページ記載例参照】 電子申請の場合は、システムに入力後、印刷したものを提出してください。 書面申請の場合は、ホームページの様式から作成してください。
3	申請営業所調書	【11 ページ記載例参照】 電子申請の場合は、システムに入力後、印刷したものを提出してください。 書面申請の場合は、ホームページの様式から作成してください。
4	申請業種等調書	【12 ページ記載例参照】 電子申請の場合は、システムに入力後、印刷したものを提出してください。 書面申請の場合は、ホームページの様式から作成してください。
5	建設業許可を受けていることを証明する書類 （コピー可）	・以下の①～③のうち、いずれか１つを提出してください。 ① 国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の必要ページを印刷したもの（印字された日付が令和８年 10 月１日以降であること） ② 建設業許可証明書（令和８年 10 月１日以降に発行されたものであること） ③ 建設業許可通知書（令和８年 10 月１日以降に発行されたものであること） ・①～③の記載事項（代表者、所在地等）に変更がある場合は許可行政庁の受付印のある変更届出書（様式二十二号の二）で確認しますので提出してください。
6	受任営業所に関する書類 （コピー可）	・以下の①・②のうち、いずれか１つを提出してください。 ① 国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の「営業所の一覧」の必要ページを印刷したもの ② 建設業許可申請書　別紙二（２） ・申請日の直近のもので確認します。 ・直近で業種追加した場合は、建設業許可申請書別紙二（１）も添付してください。
7	納税証明書（国税） （コピー可）	・令和８年 10 月１日以降に発行されたものであること。 ・免税業者も発行されます。 〇法人の場合（様式その３の３） ・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がない旨の証明書 〇個人の場合（様式その３の２） ・「所得税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がない旨の証明書 ※ 国税の納税証明書は、電子納税証明書（ＰＤＦ）を書面印刷した証明書でも添付書類として利用できます。
8	納税証明書（県税） （コピー可）	・香川県内に申請する営業所がある場合に必要です。 ・令和８年 10 月１日以降に発行されたものであること。 ・すべての税目で未納の税額がない旨の証明書が必要です。 ・建設業許可申請や決算変更届に添付する証明書とは異なります。 ・発行請求には、受領者の本人確認が必要なほか、交付手数料として、１通につき 400 円分の県証紙が必要です。

９	個人住民税の滞納がない旨の証明書 （コピー可）	・県内業者の個人事業主のみ必要です。 ・令和８年10月１日以降に発行されたものであること。 ・令和８年１月１日現在の申請者の住民登録地の県内市町において証明を受けたもの。 ・「個人住民税に滞納がない旨の証明書」の交付申請書は、市町窓口に様式がない可能性があります。事前に各市町のホームページ等で確認した上で申請を行ってください。
10	経審結果通知書 （コピー）	○県内業者　審査基準日が令和７年10月１日～令和８年９月30日のもの。 ○県外業者　審査基準日が令和７年９月１日～令和８年８月31日のもの。 ・左記の結果通知書を未受領の場合は、審査済印のある経営規模等評価申請書・総合評定値請求書及び工事種類別完成工事高（別紙一）のコピーを提出してください。香川県知事許可業者以外は令和９年２月末日までに経営規模等評価結果通知書を提出してください。 ※　令和９年２月末日までに経審の完了を確認できない場合は、認定できませんので御注意ください。
11	営業所写真	・新規の県内大臣許可業者及び県外業者のうち香川県内に受任営業所を追加する場合に必要です。 ・専用台紙に写真（令和８年10月１日以降に撮影したもの）を貼付してください。 ・台紙はホームページからダウンロードしてください。
12	技術評価点数項目等調書（県外業者用）	【13ページ記載例参照】 ・全ての県外業者が提出する必要があります。
13	舗装施工管理技術者確認書類	・県外業者で、香川県内の営業所で建設業に従事する職員のうち、経営事項審査の審査基準日時点で有資格者がいる場合に提示してください。 ・土木施工管理技士とは別の資格です。 【確認書類】 ①（一社）日本道路建設業協会が発行する舗装施工管理技術者資格者証 （旧（財）道路保全技術センターが発行したものを含む。） ※審査基準日時点で有効であることが必要です。 ②　常勤を確認する書類（標準報酬月額決定通知書等） ・令和10年度の再格付けにおいて引き続き加点を希望される方は、令和10年度入札参加資格審査申請要領（令和９年11月頃に県ホームページに掲載予定）に基づき再度申請する必要があります。
14	返信用封筒	・切手を貼付してください。 ・郵送の場合、審査済印を押印したチェックリスト等を返送します。 ・令和９年２月10日（水）を過ぎても返信のない場合、香川県土木部土木監理課契約・建設業グループ（087-832-3507）まで御連絡ください。

国税の納税証明について

国税の納税証明については、次のホームページから確認してください。

・納税証明書のオンライン交付請求について

http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm

・書面の納税証明書を受け取る場合について

http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei2.htm

・電子納税証明書（電子ファイル）について

http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei1.htm

香川県税の納税証明について

香川県税の納税証明については、次のホームページから確認してください。

・県税のページ

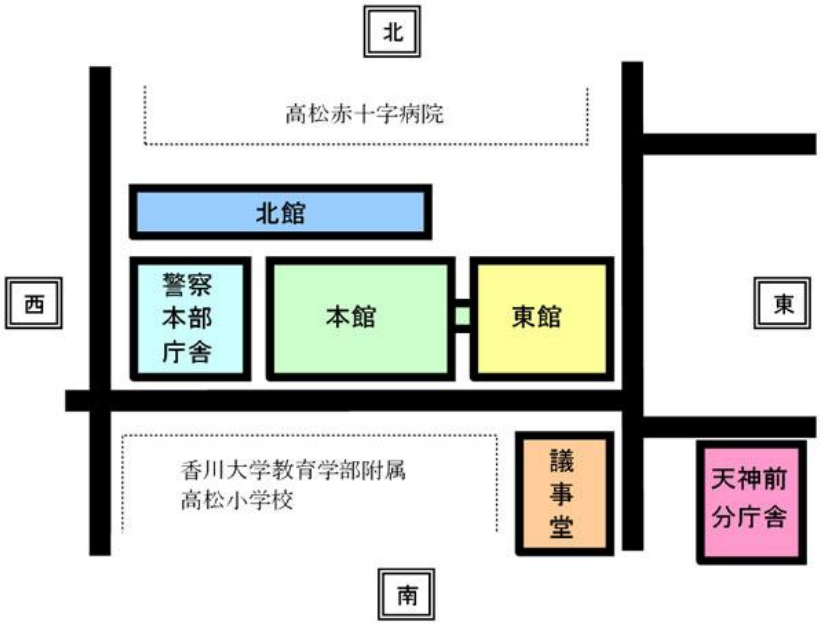
https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/

・県税のページ　Ｑ＆Ａ納税証明書について

https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/q_and_a/qa013.htm#05

県庁舎配置図

〒760-8570　香川県高松市番町四丁目１番 10 号



問い合せ先

・申請内容に関する問い合わせ

香川県土木監理課（契約・建設業グループ）　【電話番号】０８７－８３２－３５０７

・かがわ電子入札システムの操作に関する問い合わせ

かがわ電子入札システムヘルプデスク　【電話番号】０１２０－１２８－７８１

技術職員コード表（香川県入札参加資格申請用）

（◎は１級相当、○は２級相当）

	コード	資格区分			建設業の種類																												
					土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
					01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
	005	監理技術者を補佐する資格を有する者			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
建設業法（技術検定）	111	１級建設機械施工管理技士			◎				◎								◎																
	212	２級建設機械施工管理技士（第１種～第６種）			○				○								○																
	113	１級土木施工管理技士			◎				◎	◎					◎		◎	◎			◎									◎			◎
	214	２級土木施工管理技士	種別	土木	○				○	○					○		○	○												○			○
	215			鋼構造物塗装																	○												
	216			薬液注入					○																								
	120	１級建築施工管理技士				◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎			◎				◎	
	221	２級建築施工管理技士	種別	建築		○																										○	
	222			躯体			○		○				○	○	○																		○
	223			仕上げ			○	○		○	○		○						○	○	○	○	○		○			○					
	127	１級電気工事施工管理技士										◎																					
	228	２級電気工事施工管理技士										○																					
	129	１級管工事施工管理技士										◎																					
	230	２級管工事施工管理技士										○																					
	131	１級電気通信工事施工管理技士																							◎								
	232	２級電気通信工事施工管理技士																							○								
	133	１級造園施工管理技士																								◎							
	234	２級造園施工管理技士																								○							
土建法築	137	１級建築士				◎	◎				◎			◎	◎								◎										
	238	２級建築士				○	○				○			○									○										
	239	木造建築士					○																										
技術士法	141	建設 ・ 総合技術監理（建設）			◎				◎			◎					◎	◎								◎							◎
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）			◎				◎			◎			◎		◎	◎								◎							◎
	143	農業「農業土木」 ・ 総合技術監理 （農業「農業土木」）			◎				◎																								
	144	電気電子 ・ 総合技術監理 （電気電子）										◎													◎								
	145	機械 ・ 総合技術監理 （機械）																						◎									
	146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）											◎											◎									
	147	上下水道 ・ 総合技術監理 （上下水道）											◎																◎				
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）											◎														◎		◎				
	149	水産「水産土木」 ・ 総合技術監理 （水産「水産土木」）			◎				◎									◎															
	150	森林「林業」 ・ 総合技術監理（森林「林業」）																								◎							
	151	森林「森林土木」 ・ 総合技術監理 （森林「森林土木」）			◎				◎																	◎							
	152	衛生工学 ・ 総合技術監理 （衛生工学）											◎																				
	153	衛生工学「水質管理」 ・ 総合技術監理 （衛生工学「水質管理」）											◎																◎				
	154	衛生工学「廃棄物管理」 ・ 総合技術監理 （衛生工学「廃棄物管理」）											◎																◎		◎		
電気工事士法	155	第１種電気工事士										○																					
消防法	168	甲種 消防設備士																												○			
	169	乙種 消防設備士																												○			
職業能力開発促進法	171	建築大工（１級）					○																										
	164	型枠施工（１級）					○		○																								
	172	左官（１級）						○																									
	157	とび・とび工（１級）							○																								○
	173	コンクリート圧送施工（１級）							○																								
	166	ウェルポイント施工（１級）							○																								
	174	冷凍空気調和機器施工 ・ 空気調和設備配管（１級）											○																				
	175	給排水衛生設備配管（１級）											○																				
	176	配管・配管工（１級）											○																				
	170	建築板金「ダクト板金作業」（１級）									○		○						○														
	177	タイル張り・タイル張り工（１級）												○																			
	178	築炉・築炉工・ れんが積み（１級）												○																			
	179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（１級）								○				○																			
	180	石工・石材施工・石積み（１級）								○																							
	181	鉄工・製罐（１級）													○																		
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工（１級）														○																	
	183	工場板金（１級）																	○														
	184	板金・建築板金・板金工（１級）									○								○														
	185	板金・板金工・打出し板金（１級）																	○														
	186	かわらぶき・スレート施工（１級）									○																						
	187	ガラス施工（１級）																		○													
	188	塗装・木工塗装・木工塗装工（１級）																			○												
	189	建築塗装・建築塗装工（１級）																			○												
	190	金属塗装・金属塗装工（１級）																			○												
	191	噴霧塗装（１級）																			○												
	167	路面標示施工																			○												
	192	畳製作 ・ 畳工（１級）																					○										
	193	内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具工（１級）																					○										
	194	熱絶縁施工（１級）																						○									
	195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工（１級）																											○				
	196	造園 （１級）																								○							
	197	防水施工（１級）																				○											
	198	さく井（１級）																										○					
その他	040	基礎ぐい工事							○																								
	060	解体工事（解体工事施工技士）																															○
	064	基幹技能者			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	703	能力評価基準により評価が最上位に次ぐ区分に該当する者			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○		○		
	704	能力評価基準により評価が最上位の区分に該当する者			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○		○		

令和９・10年度香川県建設工事入札参加資格審査申請チェックリスト

国土交通大臣許可は00、香川県知事許可は37、その他の県知事許可は経営規模等評価結果通知書の△△知事許可〇〇－□□□□□号の〇〇を記入

許可番号　大臣 知事　コード 3 7　~~国土交通大臣~~ 香川県知事　許可　第 0 0 0 0 0 0 号　許可年月日 令和 0 0 年 0 0 月 0 0 日

商号・名称　（株）〇〇組　　**申請区分**　電子申請　・　書面申請

申請要領「手続フロー②」の提出区分A～Jに該当する項目に〇をしてください。

項番	提出書類・確認書類 （凡例） 〇･･･提出書類 ●･･･該当がある場合に提示	A 県内・知事・法人	B 県内・知事・個人	C 県内・大臣・法人	D 県内・大臣・個人	E 県外・知事・法人	F 県外・知事・個人	G 県外・大臣・法人・本社のみ	H 県外・大臣・法人・県内委任	I 県外・大臣・法人・県外委任	J 県外・大臣・個人	チェック欄
1	チェックリスト	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	✔
2	建設工事入札参加資格審査申請書	〇									〇	✔
3	申請営業所調書											
4	申請業種等調書	〇									〇	✔
5	建設業許可証明書			〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	
6	建設業許可申請書別紙二（２）								〇	〇		
7	納税証明書（国税）	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	✔
8	納税証明書（県税）	〇	〇	〇	〇				〇			✔
9	個人住民税の滞納がない旨の証明書		〇		〇							
10	経審結果通知書	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	✔
11	営業所写真			〇	〇				〇			
12	技術評価点数項目等調書（県外業者用）					〇	〇	〇	〇	〇	〇	
13	舗装施工管理技術者確認書類					●	●	●	●	●	●	
14	返送用封筒					〇	〇	〇	〇	〇	〇	

該当する選択提出区分A～Jについて、事前にチェックを行ってください。

・申請業種の平均完工高要件を確認しましたか。　はい　・　いいえ

いずれかに〇を付けてください。
未確認（いいえ）の場合は受付できません。

行政庁記入欄	受付日付印
この欄は記入しないでください。	

申請区分	
新規	追加

建設工事入札参加資格審査申請書（書面申請用）

※行政庁記入欄（申請者は記入不可）

受付番号

令 和 0 8 年 0 1 月 1 6 日

令和９・10年度において、香川県で行われる建設工事に係る入札参加資格の審査を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。
当社（個人の場合は私、団体の場合は当団体）は、貴職が発注する建設工事の競争入札参加資格審査申請にあたり、現在及び将来において、香川県建設工事に係る指名停止等の措置要件、暴力団員による不当な行為の防止等に関する措置要件、暴力団員による不当な行為の防止等とを誓約します。
この誓約に反したことにより、当方が不利益を

法人の種類は次の略号で記入すること。
(株):株式会社 (有):有限会社 (資):合資会社 (名):合名会社 (合):合同会社
(同):協同組合 (業):協業組合 (企):企業組合 (一財):一般財団法人
(公財):公益財団法人 (一社):一般社団法人 (公社):公益社団法人

資格審査申請先の長　香 川 県 知 事　殿

申 請 者

必ず片面コピー！

商号･名称カナ　○ ○ グ ミ
※法人の場合、（株）、(有)等、法人の種別にフリガナを記入する必要はありません。

商号･名称　（ 株 ） ○ ○ 組
※法人の場合、（株）○○組等と記入し、この場合括弧は全角を使用してください。

法人･個人　1　１ 法人　２個人
※法人の場合は１を、個人の場合は２を記入してください。以下同じ要領

代表者役職　代 表 取 締 役

代表者役職は次の略号で記入すること。
代表取締役、取締役、無限責任社員、代表社員、代表理事、理事長、管財人、代表者 ※ 個人の場合は代表者と記入すること。

代表者氏名　鈴 木　　太 郎
※姓と名を全角１スペース空けてください。

郵便番号　7 6 0 － 8 5 7 0

所 在 地　香 川 県 高 松 市 番 町 4 － 1 － 1 0
※都道府県名から記入してください。県内企業も香川県から記入し、「丁目」「番」「号」については－（ハイフン）を使用してください。また「大字」「字」の表記は省略し、ビル名も記入する必要はありません。例 香川県高松市番町４－１－１０　以下同じ要領

TEL　0 8 7 － 8 3 2 － 3 5 0 7　※例:087-831-1111

法人番号　1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 1
個人事業主の場合は０を13桁記載してください（０００００００００００００）。

許可番号　1 （ 1 香 川 県 知事　２国土交通大臣） 第 0 0 0 0 0 0 号　※許可番号は6桁となるように0を記入してください。

許可年月日　令和 0 0 年 0 0 月 0 0 日　※業種追加、般・特両方保有の場合等により、許可年月日が異なる場合は最も古いものを記入
※１桁の場合、06、09等と記入してください。例：令和４年６月９日→令和04年06月09日　年月日の記入については以下同じ要領

担 当 者

※この申請内容の全てを説明できる者とします。なお、連絡先部課名は所属営業所名から記入してください。
例：本社総務部総務第２課、大阪支店営業部建設課

連絡先部課名

連絡先担当者名　※姓と名を全角１スペース空けてください。

連絡先TEL

部課がない業者は、法人の場合は本社又は本店と記入し、個人の場合は本店と記入してください。

行 政 書 士

※行政書士が代行する場合に必要。行政書士が記入してください。

行政書士名　※姓と名を全角１スペース空けてください。　職印

所在地

TEL　※例:087-831-1111

申請営業所調書（書面申請用）

※行政庁記入欄（申請者は記入不可）

受付番号

県外業者で、契約締結等の権限を委任する営業所がある場合のみ出してください。

営 業 所

営業所(1) 1

郵便番号	760－8570	TEL 087－832－3507　※例:087-831-1111
所 在 地	香川県高松市番町４－１－１０	
支店・営業所カナ	○○グミ　タカマツエイギョウショ	
支店・営業所	（株）○○組　高松営業所	
受任者役職	営業所長	
受任者氏名	香川　三郎	

※入札参加資格審査申請書の所在地欄と同じ要領で記入してください。
※商号・名称カナを記入した後、全角１スペース空けて、支店・営業所カナを記入してください。例：スズキグミ　タカマツエイギョウショ
※商号・名称を記入した後、全角１スペース空けて、支店・営業所を記入してください。例：（株）鈴木組　高松営業所
※姓と名を全角１スペース空けてください。以下同じ要

受任者役職は「営業所長」、「支店長」等できるだけ簡潔に記入してください。

営業所(2) 2

（注意！）
支店・営業所カナ、支店・営業所については、この記入例のように商号名称を記入したうえ、全角1スペース空けてから支店・営業所を記載してください。

郵便番号		※例:087-831-1111
所 在 地		
支店・営業所カナ		
支店・営業所		
受任者役職		

※入札参加資格審査申請書の所在地欄と同じ要領で記入してください。
※商号・名称カナを記入した後、全角１スペース空けて、支店・営業所カナを記入してください。例：スズキグミ　タカマツエイギョウショ
※商号・名称を記入した後、全角１スペース空けて、支店・営業所を記入してください。例：（株）鈴木組　高松営業所

建設工事の請負に係る見積り・入札・契約締結権限を営業所に委任する場合には、本様式に、委任する営業所の情報を記入したうえ、申請業種等調書を作成してください。
営業所に上記権限を委任しない場合、本様式を作成する必要はありませんので、入札参加資格審査申請書を作成後、申請業種等調書を作成してください。

必ず片面コピー！

参加資格審査申請にあたり、

1　見積及び入札に関する一切の権限
2　契約の締結、変更及び解除に関する一切の権限
3　代金の請求及び受領に関する一切の権限

［香川県に対して申請する県外業者の方へ］

① 香川県の場合、上記権限を委任できる営業所（支店）の数は2つまでです。
（上限の例1）
本社は直接契約を行わず、土木一式にあっては大阪支店に、建築一式にあっては広島支店に権限を委任する場合
この場合、本様式には大阪支店と広島支店を記入します。

② ただし、本社が一部の申請業種についてのみ営業所に権限を委任する場合は、委任できる営業所数は1つとします。
（上限の例2）
土木一式にあっては本社が直接契約を行い、建築一式にあっては名古屋支店に権限を委任する場合
この場合、本社情報は入札参加資格審査申請書に記入していますので、本様式には名古屋支店のみを記入します。

申請業種等調書（書面申請用）

※行政庁記入欄（申請者は記入不可）

受付番号

必ず片面コピー！

（申請業種）

営業所名	CD	業 種 名	申請業種○を記入	平均完成工事高要件
高松営業所		土木	○	５００万円以上
高松営業所		建築	○	５００万円以上
		大工		—
		左官		—
		とび		１円以上
		石		—
		屋根		—
		電気		５００万円以上
		管		５００万円以上
		タイル		—
		鋼構		１円以上
		鉄筋		—
本社		舗装	○	５００万円以上
		防水		—
		内装		—
		機器		１円以上
		熱絶		—
		電通		１円以上
高松営業所		造園	○	１円以上

平均完成工事高要件を満たさない業種は申請できません。

行政庁記入欄なので記入しないでください。

「営業所名」の欄は、県外業者であって主たる営業所以外に申請営業所がある場合に記入してください。
県内業者又は県外業者であって、主たる営業所のみが申請営業所の場合には、記入の必要はありません。

申請する業種の欄に○を記入するとともに、左端の営業所名の欄に、その業種に関し、建設工事の請負に係る見積り・入札・契約締結を行う営業所名（本社を含む。）を記入してください。なお、同一業種を複数の営業所で申請することはできないので、注意してください。
この記載例は、舗装にあっては本社が直接契約を行い、土木一式、建築一式、造園にあっては高松営業所に契約締結権限を委任する場合の記載例です。

香川県では、

① ５業種（土木一式、建築一式、電気、管、舗装）にあっては、経営事項審査における平均完成工事高が500万円未満の場合
② ８業種（とび、鋼構造物、塗装、機械器具、電気通信、造園、建具、解体）にあっては、経営事項審査における平均完成工事高が0円の場合

申請を行うことができません。経営事項審査における総合評定値通知書の平均完成工事高であらかじめ御確認ください。

なお、総合評定値通知書が届いていない場合は、経営事項審査の申請時に提出した別紙1工事種類別完成工事高の欄から平均完成工事高を計算して御確認ください。

※行政庁記入欄（申請者は記入不可）

受付番号

別紙様式１－２

技術評価点数項目等調書（県外業者用）

商号・名称　（株）○○組

許可番号　1　（ 1　○○県　知事　２国土交通大臣）　大臣・知事コード　○○　第　１１１１１１　号

経審審査基準日　令和　０８　年　０４　月　３０　日　※審査基準日が令和７年９月１日～令和８年８月31日までのものを記入して

1（有）の場合は、0人の場合も0と記入してください。

無の場合も必ず2を記入してください。

舗装の申請　1　１有２無　**舗装施工管理技術者**　1級　3　人　2級　2　人

※県外業者が舗装工事を申請する場合に、舗装施工管理技術者の人数を記載する（上記経営事項審査基準日に、香川県内の営業所において建設業に従事する有資格者数）。

県内在住資格者（上記の経審審査基準日時点）県外業者のみ記入する。

業種名	県内在住の資格者（人）※	
	１級	２級
土木	3	5
建築		
大工		
左官		
とび		
石		
屋根		
電気		
管		
タイル		
鋼構		
鉄筋		
舗装	１１	8
浚渫		

県内在住資格者がいない場合は、「該当なし」と記入してください。

業種名	県内在住の資格者（人）※	
	１級	２級
板金		
ガラス		
塗装		
防水		
内装		
機器		
熱絶		
電通		
造園		
さく井		
建具		
水道		
消防		
清掃	1	
解体		

※香川県内の営業所で建設業に従事する県内在住の資格者の人数を記入　１級＝１級土木施工管理技士、１級建築士等
２級＝監理技術者補佐、登録基幹技能者、２級土木施工管理技士、２級建築士、第１種電気工事士、１級技能士等
詳細は、申請要領の「技術職員コード表（香川県入札参加資格申請用）」を御確認ください。

受付日付印